

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護  
重要事項説明書

令和 6年 4月 1日現在

1. 事業者（法人）の概要

事業者名称	医療法人 西山記念会
主たる事務所の所在地	香川県坂出市加茂町633番地1
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 西山 直志
電話番号 FAX番号	0877-48-3366 0877-48-2225

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	グループホーム メイプル
所在地	香川県坂出市加茂町591番地
管理者の氏名	谷 光 謙 一
電話番号 FAX番号	0877-48-3833 0877-48-2225
指定番号	3770300576

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	適正な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供
運営の方針	介護保険事業者、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、関係市町とも連携し、適正な介護計画の作成を基に認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画作成や事後評価	計画作成担当者が、利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて、介護従業者と協議の上、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者説明の上交付します。
職員研修	年 1回、認知症介護実務の研修を行っています。

#### 4 設備の概要

##### (1) 構造等

敷 地		1358.82 m <sup>2</sup>
建物	構 造	鉄骨造5階建
	延べ床面積	581.07 m <sup>2</sup>
	利用定員	17 名

##### (2) 居室

居室の種類	室 数	面積(一人あたりの面積)	備 考
一人部屋	17	195.9 m <sup>2</sup> ( 11.5 m <sup>2</sup> )	

##### (3) 主な設備

設 備	室 数	面積(一人あたりの面積)	備 考
居間・食堂	2	81.5 m <sup>2</sup> ( 5.09 m <sup>2</sup> )	
浴 室	2	5.12 m <sup>2</sup>	
洗濯脱衣室	2	9.3 m <sup>2</sup>	

#### 5 職員の体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職 務 の 内 容
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者	1		1			管理業務・介護業務
計 画 担 当 者	2		2			計画作成・介護業務
介 護 従 業 者	13	8	3	2		介護業務

#### 6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	
管 理 者	正規の勤務時間帯 ( 9:00 ~ 18:00 )	
介 護 従 業 者	早出勤務	正規の勤務時間帯 ( 7:30 ~ 16:30 )
	日勤勤務	正規の勤務時間帯 ( 9:00 ~ 18:00 )
	遅出勤務	正規の勤務時間帯 ( 9:30 ~ 18:30 )
	夜間勤務	正規の勤務時間帯 ( 17:00 ~ 9:30 )

#### 7 サービスの内容と費用

##### (1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容 食事、掃除、その他の家事等について、介護従業者が利用者のお手伝いをします。

種 類	内 容
日常生活の援助	食事、掃除などの家事や入浴、排泄のお手伝いをを行います。
相談及び援助	入所者とその家族からのご相談に応じます。

イ 費用

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金の全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

○ (介護予防)認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) \*法定負担額

要介護度	料金(1日)			
	基本単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 2	749単位/1日	749円/1日	1,498円/1日	2,247円/1日
要介護 1	753単位/1日	753円/1日	1,506円/1日	2,259円/1日
要介護 2	788単位/1日	788円/1日	1,576円/1日	2,364円/1日
要介護 3	812単位/1日	812円/1日	1,624円/1日	2,436円/1日
要介護 4	828単位/1日	828円/1日	1,656円/1日	2,484円/1日
要介護 5	845単位/1日	845円/1日	1,690円/1日	2,535円/1日

\* 夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、基本料金×97%で算定します。

\* 介護従業者が欠員の場合は、基本料金×70%で算定します。

○ 加算料金 \*厚生労働大臣が定める基準に適合していると認められた加算のみ算定します。

項目	料金	算定要件
ア) 初期加算	30単位/1日	入居日から30日間算定(過去3ヵ月間当該事業所に入居したことない場合に限る)
イ) 医療連携体制加算*		※要支援2を除く
医療連携体制加算Ⅰハ	37単位/1日	事業所の職員、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。
医療連携体制加算Ⅰロ	47単位/1日	事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。
医療連携体制加算Ⅰイ	57単位/1日	事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置していること。
ウ) サービス提供体制加算		
サービス提供体制加算Ⅰ	22単位/1日	介護福祉士の資格を有する者の割合が70%以上、または勤続10年以上の職員が25%以上
サービス提供体制加算Ⅱ	18単位/1日	介護福祉士の資格を有する者の割合が60%以上
サービス提供体制加算Ⅲ	6単位/1日	介護福祉士の資格を有する者の割合が50%または、常勤職員が75%以上、勤続7年以上の職員が30%以上
エ) 認知症専門ケア加算		
認知症ケア加算Ⅰ	3単位/1日	認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、利用者の総数の内、日常生活自立度Ⅲ、ⅣまたはMに該当する利用者が1/2以上の場合算定。
認知症ケア加算Ⅱ	4単位/1日	認知症介護指導者養成研修修了者を配置し、利用者の総数の内、日常生活自立度Ⅲ、ⅣまたはMに該当する利用者が1/2以上の場合算定。
オ) 看取り介護加算*		要支援2を除く
・死亡日以前31日以上45日以下	72単位/1日	
・死亡日以前4日以上30日以下	144単位/1日	
・死亡日の前日及び前々日	680単位/1日	
・死亡日	1280単位/1日	死亡日以前45日を上限とし、死亡月に算定。請求は看取りの翌月の請求となる場合あり。
カ) 退居時相談援助加算	400単位/回	利用期間が1ヵ月を超える利用者が退居し、居宅サービスを利用する場合に退居後のサービスについて相談援助を行い、退居後2週間以内に地域包括支援センター等に情報提供した場合算定。

キ) 退所時情報提供加算	250単位/回	医療機関へ退所する入居者について、退所後の医療機関に対して入居者を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者等1人につき1回に限り算定する。	
ク) 口腔衛生管理体制加算	30単位/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言・指導を月1回以上行っていること。	
ケ) 口腔・栄養スクリーニング加算	30単位/月	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の口腔・栄養の健康状態について確認を行い、情報を担当介護支援専門員に提供していること。	
コ) 栄養管理体制加算	30単位/月	管理栄養士が、日常的な栄養ケアに関わる介護職員への技術助言や指導を行うこと。	
カ) 生活機能向上連携加算 生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位/月	リハビリの専門職や医師から助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。	
生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位/月	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、メイプルを訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を行うこと。	
シ) 科学的介護推進体制加算	40単位/月	利用者ごとのADL、口腔機能、栄養状態、認知症の状況・その他の利用者の心身の状況等に関する基本的な情報を、厚生労働省(LIFE)に提出していることサービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること※例えば、LIFEからのフィードバックを元にサービス計画書を見直したり、支援内容を変更したりすること	
ス) 身体拘束廃止未実施減算	介護度	減算単位/日	身体拘束の委員会を3月に1回以上の開催。その結果を介護職員その他従業者に周知徹底し、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
	支援2	-75	
	介護1	-75	
	介護2	-79	
	介護3	-81	
	介護4	-83	
介護5	-84		
セ) 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る ・虐待の防止のための指針を整備する ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する ・上記措置を適切に実施するための担当者を置く	
ソ) 業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定する ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる	
タ) 入退院費用	246単位/1日	3ヵ月以内の退院のが見込めて、メイプルで生活可能な方に1ヵ月に6日を限度とする	

\* 介護人材の安定確保及び資質の向上を図る為、別途、合計金額に以下の処遇改善加算が加わります。

①介護職員処遇改善加算 認知症対応型処遇改善加算Ⅰ	1月につき 所定単位×186/1000(18.6%)
------------------------------	----------------------------

(2) 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

理髪、美容	実費
レクリエーション、行事参加	実費
電化製品持ち込み料	1点につき1日30円

○ 住居利用料(家賃)

1ヵ月 41,000円

\* 退居の際清掃業者に入って頂きます、業者は家族が依頼されても結構です。メイプルで依頼された料金は10,000円前後です。

(フロア洗浄・WAX、壁・ベッド・クローゼット・照明・ドア・エアコン・換気扇など)

○ その他の費用

食材費は1日 1,475円。水道光熱費、共益費・管理費として1ヵ月 15,500円頂きます。

\* 入退居時の住居利用料は、原則半月以上の利用に関しましては一月分頂きます。

(尚、半月以下の利用におきましては、日割りとします。)

\* 共益費・管理費は、入居者の入退居日で日割り計算とします。

その他、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で

あって、利用者負担していただくことが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。

利用者の事情により指定する医療機関等に通院するため行った送迎費用等は、別途負担となります。

\* 外出、外泊等により当日の食事が不要のない場合は、食事の有無を2日前の午前中までにご連絡ください。尚、ご連絡のない場合は当該食材料費をお支払いいただきます。

\* 共益費・管理費の内訳: 共用部分の電気代、共用灯の保守・交換代、共用部分の水道代、ゴミ処理・清掃費、エレベーターの電気代、定期点検代、その他の部分の定期清掃費、加入保険代等を含みます。

8 利用料のお支払い方法

毎月、5日までに「7 サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用明細書により請求いたしますので、12日までにお支払いください。

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所利用者相談窓口	窓口責任者	谷光 謙一		
	ご利用時間	9:00 ~ 18:00		
	ご利用方法	電話 (0877-48-3833)		
坂出市福祉事務所 かいご課		電話 (0877-44-5090)		
香川県長寿社会対策課		電話 (087-832-3269)		
国民健康保険組合連合会		電話 (087-822-7453)		

10 非常災害時の対策

非常時の対応	消防計画にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	消防計画にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数	設備名称	個数
	避難階段	2	屋内消火栓	2
	自動火災報知器	8	自動火災通報装置	1
	誘導灯	3	排煙トップライト	1
	防火扉	2	テンキーロック錠	1
消防計画等	防火管理者 谷光 謙一			

#### 11 事故発生時の対応

共同生活介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに入居者の家族または身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

#### 12 協力医療機関

医療機関	病院名	医療法人 西山記念会 MIRAI病院
	所在地	坂出市加茂町633番地1
	電話番号	0877 (48) 3366
	診療科	脳外科 外科 形成外科 リハビリテーション科 循環器科 耳鼻咽喉科 内科 皮膚科
	入院設備	有 (41床)
	病院名	医療法人 優心会 大塚歯科医院
	電話番号	0877(24)6262 0120(81)6471

#### 13 夜間緊急時対応機関

名称及び所在地	医療法人 西山記念会 MIRAI病院 坂出市加茂町633番地1
電話番号	0877 (48) 3366

#### 14 住居利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 9:00 ~ 20:00 来訪者は面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届け出てください。 来訪者が宿泊される場合は、必ず許可を受けてください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行く先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	住居内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 入居された状態で退居して頂く事、これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	施設内はもちろん、当法人敷地内禁煙です。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	住居内での他の入居者に対する執拗な宗教活動、政治活動及びこれに類似した活動はご遠慮ください。
動物飼育	住居内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

※以下の事に関しましては退去をお願いする場合があります。

	3ヵ月以上に渡り、入院される場合や医師より回復の見込みが無いと判断された場合、退居をお願いする事があります。
身体機能の重度な低下及び、医療ニーズの拡大	グループホーム内で生活を送る事が困難な身体状況(特殊な車椅子や入浴機器が必要な状態)及び、医療的な対応が常時必要となる場合、退居をお願いする事があります。
利用料金の滞納	3ヵ月に渡り、利用料金のお支払いが滞る場合、特別な理由がない限り、退居をお願いいたします。
故意的な暴力行為	入居者様が故意的に他入居者様への暴力が見られた場合、退居をお願いする事があります。(認知症対応型共同生活介護の場に置いて共同生活を送る事が難しいと判断した場合、退居をお願いする事があります。)
故意的な破壊行為	入居者様自身の持ち物だけでなく、施設の備品や他入居者様の物を故意的に壊される場合は弁償及び、退居をお願いする事があります。

15 重度化した場合における対応に係る指針

- 1) 急性期には医師や医療機関に迅速に連絡をとる連携体制を整えています
  - 2) 入院期間中における居住費は必要となります。
  - 3) 看取りに関しては、入居者及び家族や関係者を交えた話し合いの場を設け、十分に話し合い、入居者及び家族が同意した結果に添った看取りを行います。
- ※看取り介護別紙にて

※ 居室の変更

入居者から居室の変更希望があった場合は、居室の空き状況により施設で可否を決定致します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者や家族と協議のうえ決定するものとします。

16 病院、介護老人福祉施設等との連携体制及び支援体制

協力医療機関

医 療 機 関	病 院 名	医療法人 西山記念会 MIRAI病院
	所 在 地	坂出市加茂町633番地1
	電 話 番 号	0877 (48) 3366
	診 療 科	脳外科 外科 形成外科 内科 循環器科 耳鼻咽喉科 皮膚科 リハビリテーション科
	入 院 設 備	有 (41床)

夜間緊急時対応機関

名 称 及 び 所 在 地	医療法人 西山記念会 MIRAI病院 坂出市加茂町633番地1
電 話 番 号	0877 (48) 3366

介護老人福祉施設

介 護 老 人 福 祉 施 設	施 設 名	社会福祉法人 和光福祉会 特別養護老人ホーム グランドガーデン
	所 在 地	坂出市加茂町628-6
	電 話 番 号	0877 (56) 3330
	事 業 内 容	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護事業所

17 虐待の防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (2) 当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会や研修会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります
- (4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。 役職： 管理者 氏名： 谷光謙一

18 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

## 19 業務継続計画(BCP)の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 20 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き

身体拘束等の適正化に向けての取り組み

- ・当施設は、身体的拘束等の適正化の指針を整備します。
- ・サービス提供に当たり、ご利用者(入所者)または他のご利用者(入所者)の生命 または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ・緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を入所者及び家族に、主治医と担当看護師とメイプル管理者を交えた話し合いの場もって説明し、同意を得ます。
- ・当施設は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど、身体的拘束等の適正化の取り組みを行います。
- ・身体拘束等の適正化のための従業員に対する研修を定期的に行います。

## 21 ハラスメントについて

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
  - ・身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
  - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 香川県坂出市加茂町591番地  
事業者(法人)名 医療法人 西山記念会  
施 設 名 グループホーム メイプル  
(事業所番号) 3770300576  
代 表 者 名 管理者 谷光 謙一 印

説明者 職 名  
氏 名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所  
氏 名 印

代理人(選任した場合) 住 所  
氏 名 印